



人権=心のマーク

人権啓発紙

輝きびと

R6.7.1

No.
122

発行者 大津市政調整部
人権・男女共同参画課
TEL 528-2791・FAX 527-6288

特集：高齢者の人権について ～虐待かな？と思ったら～

友だち

友だちってステキだね。

だっていっしょに遊んでくれるから。

友だちってステキだね。

だって助けてくれるから。

友だちってステキだね。

だっていろんな話を聞いてくれるから。

友だちってステキだね。

だって自然と笑顔にしてくれるから。

友だちってステキだね。

だってみんなそれぞれがうから。

和邇小学校 4年(当時)

渡邊 沙恵さん

第47回(令和5年度)

「わたしと人権」詩の部 特選作品



青山小学校 1年(当時)

加藤 陽菜子さん 「うたっておどってたのしいな」

第47回(令和5年度)

「わたしと人権」ポスターの部 特選作品



長等幼稚園 5歳児(当時)

野々村 優さん 「みんなでどろんこあそびたのしいな」

第47回(令和5年度)

「わたしと人権」ポスターの部 特選作品

★だいすきな かぞくみんなでおかいもの

★優しさを 広げていくのは 自分から

★だいじょうぶ いろんなばしょから とんでくる

★誰だっ 誰かの大事な 宝物

★おたがいを 支え合うのが ワンチーム

下阪本小学校 1年(当時) 中宗根杏琉さん

日吉中学校 3年(当時) 吉川 和奏さん

志賀小学校 3年(当時) 天沼 竜馬さん

皇子山中学校 3年(当時) 土井 優奈さん

雄琴小学校 5年(当時) 原内 愛音さん

第47回(令和5年度)「わたしと人権」標語の部 特選作品

高齢者の人権について

「虐待かな?」と思ったら、

平均寿命の伸びや少子化を背景に、高齢化がますます進行しています。近年では高齢者介護の現場での暴力や、高齢者を狙った詐欺、老々介護といった高齢者に関わる事件、ニュースを見聞きする機会が多くなってきました。地域社会や家族関係のあり方が大きく変容する中、これから高齢者と接し、あるいは自分自身が高齢者となる中で、高齢者に関わる人権問題とは何なのか、どのようなことに気をつけていけば良いでしょうか。今号では「特定非営利活動法人あさがお」さんに『高齢者の人権』というテーマで、ご寄稿いただきました。

● 高齢者虐待ってどんなもの?

「虐待」と聞くと、「ひどい暴力行為」「叩く、蹴る、殴る、つねる」などの「身体的虐待」を想像しがちですが、それだけではありません。例えば、高齢の親のお金を勝手に子どもが通帳から引き出し、パチンコや酒代など私欲のために使う「経済的虐待」や、親が病院の受診が必要とされているにも関わらず、連れて行かない、十分な食事を与えないなどの「介護放棄・放任（ネグレクト）」も高齢者虐待に該当します。

● 高齢者虐待防止法について

滋賀県では、令和4年度に315件の虐待事案が認定され、316人が虐待を受けたとの報告がありました。高齢者虐待の調査から、虐待を受けやすいとされる高齢者の特徴には、認知症を患っていること、後期高齢者（75歳以上）であること、女性の方が男性より多いことが報告されています。また、高齢者虐待が起こる要因の多くは、高齢者本人の認知症の症状や、虐待者側の介護疲れや介護ストレスが影響していることも報告されています。

高齢者虐待防止法は、平成18年に施行され、虐待を防止することによって、65歳以上の高齢者の権利利益を保護することを目的としています。虐待の種類には身体的、心理的、放棄・放任、性的、経済的虐待があり、虐待を発見した場合、は速やかに市町村の相談窓口に通報することが義務付けられています。養護者を罰するのではなく、養護者の負担を軽減するための相談や助言が行われます。通報者の情報は保護され、安心して通報できます。

通報者が
分からないように
なっているなら
安心だな



● 虐待を見つけたら

虐待を防ぐためには、虐待の原因になる介護ストレス等を取り除くことが重要です。しかし、どれだけ予防に努めていても虐待が発生することがあります。虐待を受けていると思われる高齢者を発見した時は、市町村の相談窓口や地域包括支援センターに通報する必要があります。通報を受けた市町村の職員は本人の安否確認と事実確認を行い、虐待の有無を判断します。虐待が認定された場合は、適切な対応が取られます。

● 地域包括支援センターの紹介

介護や虐待に関する相談ができる場所として、市内14か所にある地域包括支援センター（通称「あんしん長寿相談所」）があります。高

齢者が、住み慣れた地域で安心して、その人らしく生活できるように、

日頃のちょっとした心配事から、介護、金銭的な問題、虐待など様々な相談を社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師等の専門職が受け付けています。いわば、地域の高齢者総合相談窓口です。窓口での相談をきっかけにして、介護保険の利用や虐待の対応、成年後見制度の利用など、その人にとって必要な支援につながっています。



● 成年後見制度について

高齢者の人権を守る手段の一つとして、成年後見制度があります。

知的障害、精神障害、認知症など精神上的の障害によって、一人で物事を判断することが難しい方が対象です。成年後見人等が、財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割協議などの相続手続等）や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結、履行状況の確認）等の法律行為をご本人と一緒に行うことで、詐欺の被害や生活のトラブルから高齢者を守ることができます。

一方で、成年後見制度はあくまでも権利擁護の手段の一つです。大事なことは、誰もが自分なりの価値観を持っていて、その人なりの自己決定をしながら、生活を送る権利を持っているということです。それは認知症や障害があってもなくても、大人も子どもも誰もが持っている権利です。

「特定非営利活動法人あさがお」は、地域や家庭、いろんな場所でも、お互いに支え合い、助け合いながら、全ての人が自分で自分のことを決められるような生活を送れる社会（ノーマライゼーション社会）になることを願って、日々の業務を行っています。

特定非営利活動法人あさがお

プロフィール

平成17年2月、特定非営利活動法人として大津市で設立しました。高齢者・障害者が自らの意思に基づいて地域での生活を送ることができるようノーマライゼーション社会を目指し、成年後見活動・権利擁護に関する相談をお受けしています。また、介護・福祉サービスを適切に利用する権利や財産権を護る活動（法人での成年後見活動等）を行っています。



教職を辞して早や10年。古稀も過ぎ、多忙な暮らしからも解放された。退職後に始めたことが三つある。日記と料理と草花の世話である。

余生とは言わせまいぞと草を刈る
土を耕す苗木を植える

多くの蔵書も思い切って処分した。手元に残ったのは、植物図鑑と料理本、そして絵本。

書棚には「おおきなかぶ」と「てぶくろ」の
絵本仲よくそろいて並ぶ

※注釈 おおきなかぶ:ロシア民話 てぶくろ:ウクライナ民話

日記も欠かさず書いている。新聞もしっかり読むようになった。気になる記事は切り抜いたりもする。最近特に気になるのは、子どもに関する記事や国家間の紛争など、未来への不安を予感させる内容の多さである。

侵略を支援する国煽る国
そのまた兵器で稼ぐ国あり

全国に子ども食堂広がりぬ
喜ぶべきか子らの歓声

この世に「生」を受けるという奇跡、喜び。一方で尽きることなき欲望が引き起こす醜き争いと殺りく。人として輝き、「生」を全うする。これ以上の願いなどあろうはずもない。

生まれてきて良しと思える世の中に
近づくことに専心すべし

あとがき

今号で特集した「高齢者の人権」は、親族を介護する立場になったり、あるいは自分自身が高齢者になったりと、生きていく上で避けては通れない問題です。今は身近でなくても、どういったことが人権侵害にあたるのかを正しく認識し、身近でそれらに遭遇したとき、発見したときに適切な対応ができる一助になれば幸いです。些細なことであっても一人で抱え込まず、まずは周りの人や相談窓口相談してみましょ。

ご意見やご感想は
〒520-0047

（大津市浜大津四丁目1-1 明日都浜大津1階）
大津市政策調整部人権・男女共同参画課
（☎528-2791）まで

◆お詫びと訂正◆

前号（令和6年3月15日号・No.121）1頁「わたしと人権」ポスターの部ふれあい賞入賞者の氏名に誤りがありました。

正しくは次のとおりです。お詫びして訂正いたします。

誤：西山智紘さん → 正：西山智紘さん

大津市人権講座のご案内

大津市では、様々な人権課題について認識を深めることができるように、地域で人権・生涯学習の推進に取り組まれている大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会のご協力の下、毎年、人権講座を開催しています。受講料は無料です。皆様からのご参加をお待ちしています。（事前申込制です。詳しくは下記問合せ先まで。）

- 大津市人権講座日程**
- 演題** 「犯罪被害者の人権～被害者支援の実際をデモンストレーションで考える～」
講師 おうみ犯罪被害者支援センター 支援局長 松村 裕美 氏
日時 8月1日(木) 14:00～15:30まで
場所 大津市役所別館1階大会議室
 - 演題** 映画「破戒～この戒めを破り、明日を生きる～」
講師 映画上映
日時 8月27日(火) 14:00～16:00まで
場所 生涯学習センター大ホール
 - 演題** 「(仮)診察現場から見た認知症～専門医への受診～」
講師 認知症疾患医療センター 医療法人社団瀬田川病院 院長 青木 浄亮 氏
日時 9月23日(祝・月) 13:40～15:00まで
場所 生涯学習センター大ホール

申込方法

下記お申込先まで「参加される講座」、「氏名」、「ご住所」、「ご連絡先」をお知らせください。

問合せ先

大津市 教育委員会事務局 生涯学習課
TEL: 528-2635 FAX: 523-5735
Mail: otsu2403@city.otsu.lg.jp



人権に関する相談窓口のご案内

大津市、大津地方法務局では皆さんからの人権に関わる相談窓口を設けています。

暴行や虐待、差別、インターネットによる誹謗中傷、モラル・ハラスメントなどによる悩み事がありましたらご相談ください。

お電話による人権相談窓口

「みんなの人権110番」

電話番号 0570-003-110 受付時間 平日8:30～17:15まで

「こどもの人権110番」

電話番号 0120-007-110 受付時間 平日8:30～17:15まで

「女性の人権ホットライン」

電話番号 0570-070-810 受付時間 平日8:30～17:15まで

※上記3つの窓口については、大津地方法務局に繋がります。法務局職員または人権擁護委員が対応します。

「人権擁護委員による相談」

電話番号 077-528-2791

受付時間 第1火曜日（祝日、年始を除く）13:00～15:30まで

「大津市男女共同参画センターの相談」

電話相談 毎週木曜日（祝日を除く）10:00～16:00まで

相談専用ダイヤル 077-527-5508

面談による人権相談窓口

「人権擁護委員による相談」

受付日時 第3火曜日（祝日を除く）13:00～15:30まで

第5火曜日（祝日を除く）10:00～11:30まで

相談場所 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津1階

大津市 人権・男女共同参画課 相談室

問合せ先 077-528-2791（大津市 人権・男女共同参画課）

「大津市男女共同参画センターの相談」

（大津市が委託している専門の相談員）

面接相談 毎週月曜日（祝日を除く）13:00～16:00まで

毎週金曜日（祝日を除く）9:30～12:30まで

予約ダイヤル 077-528-2615

事前予約が必要

☆人権擁護委員とは…

人権擁護委員はその職務について法務大臣から委嘱された方々で、人権啓発活動や人権相談などを通じて地域で様々な人権擁護活動に取り組んでおられます。



人権イメージキャラクター
人KENまる君

人KENあゆみちゃん